

## 議会運営委員会の概要

### 1 12月定例会提出案件の概要について

・総務部長から、別紙「平成30年12月定例会提出案件(予定)」により説明があり、了承された。

### 2 12月定例会の会期と日程(案)について

・議事調査課長から、別紙「平成30年山形県議会12月定例会日程(案)」により説明があり、了承された。

### 3 12月定例会における代表質問、一般質問及び予算特別委員会質疑関係について

・議事調査課長から、別紙「代表質問、一般質問及び予算特別委員会の質問・質疑者一覧表」により説明があり、質問通告及び質疑者に関する事務局への連絡は、開会日の12月4日までとすることについて了承された。

## 4 その他

### (1) 全国都道府県議会議長会の自治功労者表彰及び山形県議会議員永年勤続者知事表彰について

・事務局次長から、別紙「全国都道府県議会議長会の自治功労者表彰について」により、12月4日の本会議開会に先立ち自治功労者表彰の伝達式が行われ、終了後、引き続き知事から山形県議会議員永年勤続者知事表彰が行われる旨説明があり、了承された。

### (2) 県議会ギャラリーへの作品展示について

・政策調査室長から、別紙「県議会ギャラリーへの作品展示について」により説明があり、了承された。

### (3) 本県海岸に漂着した木造船等への対応について

・危機管理監から、別紙「本県海岸に漂着した木造船等への対応について」により報告があった。

#### (4) 公立学校教職員の退職手当の支給制限処分等について

・教育長から、別紙「公立学校教職員の退職手当の支給制限処分等について」により報告があり、県民に対し陳謝がなされた。

#### (5) 公立学校教職員の懲戒処分について

・教育長から、別紙「公立学校教職員の懲戒処分について」により報告があり、県民に対し陳謝がなされた。

#### 【発言概要、質疑等】

(後藤 委員) 2つの処分について説明があったが、1件目で退職金が支払われないのは当然だが、2件目の罰金20万円となった件は、1年の停職となった同じ日に退職している。退職金は普通に支払われるのか。

⇒(教育長) 停職処分の場合は、通常どおり支払われる。

(後藤 委員) 停職処分の日に退職した場合は退職金に影響しないのか。これから考える余地はないのか。

⇒(教育長) 退職手当支給条例の規定上そうっており国も同様の制度と承知している。

(今井 委員) 何件もこういった事件があるのは残念だ。50歳代とあるが、氏名は公表しないのか。容疑の段階では公表しないが、確定した場合は公表すると聞いていたが基準はどうなっているのか。

⇒(教育長) 事案の内容にもよるが、このようなデリケートな事案では関係者の心情に配慮して、個別の氏名、学校名は公表しない取扱いとしている。

(今井 委員) 民間では氏名は公表されるのではないのか。公務員なので公表されないのか。教育委員会で決めるのか、警察で決めるのか。

⇒(教育長) 現行犯で逮捕された場合など、既に公知の場合は公表しているが、公知の事実でない場合は関係者の心情に配慮して公表を控えている。

(今井 委員) 検討の余地があるのではないのか。特別扱いの気がしないでもない。処分の仕方と併せて検討してほしい。このような事案が連続して起きるのは抜本的な原因があるの

ではないか。指導監督の強化だけでは防げない。ぜひ教員として模範的行動を示すような、良識を持つようにしてほしい。

## (6) 情報の開示について

### 【発言概要、質疑等】

(森谷 委員) 最近の報道で話題になっていることであるが、市民オンブズマン会議から情報開示請求について、一昨日、記者会見があった。県では開示しなかったとのことだが、昨日の知事記者会見でも話題になっていた。どういった流れで今に至っているのか。

⇒ (総務部長) 大まかな流れを説明すると、市民オンブズマンの方から、学校法人の契約に関し一定の場合に特別代理人の選任が必要とする条項があり、それに関する情報開示請求があった。学校法人の個別の契約内容、経営に関する情報は、法人関係情報ということで経営を尊重する観点から、文書が存在するか否かについてお答えしないという、存否応答拒否の手続きを行う旨の規定が情報公開条例上にあり、これに基づき存否をお知らせしなかったことに対して審査請求が先日あったもの。弁護士に相談の上、条例の解釈として決定したものであるが、審査請求に対しては、今後、第三者機関である情報公開・個人情報保護審査会で審議いただき県として判断していく。

(森谷 委員) 第三者機関の審査を経て決定するとのことだが、12月定例会中に回答をいただけるのか。

⇒ (総務部長) 審査請求があった場合は、まず県の担当課の見解を聞く手続きがあり、審査請求人にその見解を出して、審査請求人の反論を求めることになる。この手続きに通常1月以上かかるため、今のところ審査会の年内開催は難しいと考えている。審査会は通常複数回開催し慎重に審査されるため、12月定例会までには極めて難しい。内容を精査していないが、年度内でできるかどうかといったところ。

(森谷 委員) 審査を請求した方は、県の監督がどうなっているのか公開請求したと思う。情報公開においては、相手方があるという話があったが、公の交付金もあり、情報公開のあり方の中でキチンと回答できるように準備してほしい。開示を請求した方も法律の専門家から話を聞いてやってきていると思う。情報開示のあり方について気を付けてやっていく必要があると思うので意見させていただく。

⇒（総務部長）請求者の発言の趣旨は報道等で承知している。請求の趣旨は趣旨として、法人の経営情報はどのような法人であっても条例上開示できない。今回は存否について開示できないということであり、条例に基づいてそのような判断をしたということ。いずれにしても審査請求の内容については、審査会の審査を経て採決していく。また、交付金の話があったが、私立高校であり一般補助金等の支援を行っているが、補助金の使途については目的どおり使われていることをチェックしており、情報の開示とは別の話である。

## **5 次回議運開催日時**

12月4日（火）午前10時

# 議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

平成30年11月28日（水）

午前 10 時

- 1 12月定例会提出案件の概要について
- 2 12月定例会の会期と日程（案）について
- 3 12月定例会における代表質問、一般質問及び予算特別委員会質疑関係について
- 4 その他
- 5 次回議運開催日時  
12月4日（火）午前10時

(平成30年11月28日議会運営委員会資料)

## 平成30年12月定例会提出案件（予定）

1	予 算 案 件	8 件
	うち一般会計補正予算（第4号）	補正総額 222百万円
		補正後累計 623,997百万円
2	条 例 案 件	14 件
3	費 用 負 担 案 件	4 件
4	契 約 案 件	2 件
5	指定管理者の指定案件	5 件
6	そ の 他 案 件	1 件
	合 計	34 件

二十一日	二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	十二・四	月 日		
金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	曜		
各常任委員長報告、採決、閉会	休 会	休 会			予 算 特 別 委 員 長 報 告 議 案 ・ 請 願 各 常 任 委 員 会 付 託		休 会	休 会	休 会	休 会 （ 議 案 調 査 ）	質 疑 及 び 一 般 質 問	休 会		質 疑 及 び 一 般 質 問 （ 代 表 質 問 ）	休 会 （ 協 議 調 整 ）	休 会 （ 議 案 調 査 ）	開 会 、 議 案 及 び 決 算 上 程 決 算 特 別 委 員 長 報 告 、 採 決 議 案 上 程 、 知 事 説 明	本 会 議		
午 前 十 時	午 前 十 時	午 前 十 時			本 会 議 終 了 後	午 前 十 時	午 前 十 時	午 前 十 時	午 前 十 時						午 前 十 時	本 会 議 終 了 後	午 前 十 時	時 刻	委 員 会 等	
議 運	産 業 振 興 改 革 ・ 働 き 方 改 革	県 土 強 心 化 策 ・ 安 全 安 心 策	人 材 育 成 担 う 策	建 設	商 工 労 働 観 光	農 林 水 産	厚 生 環 境	文 教 公 安	総 務	各 常 任 委 員 会 に お け る 意 見 調 整	議 運		予 算	予 算	予 算	議 運	議 案 説 明 会	議 運	内 容	
議 運 委 員 会 室	第 二 委 員 会 室	第 一 委 員 会 室	第 六 委 員 会 室	第 三 委 員 会 室	第 四 委 員 会 室	第 五 委 員 会 室	第 六 委 員 会 室	第 二 委 員 会 室	第 一 委 員 会 室	各 委 員 会 室	議 運 委 員 会 室		予 算 委 員 会 室	予 算 委 員 会 室	予 算 委 員 会 室		議 運 委 員 会 室	予 算 委 員 会 室	議 運 委 員 会 室	会 場

## 代表質問、一般質問及び予算特別委員会の質問・質疑者一覧表

(平成30年12月定例会)

### 代表質問

月 日	質 問 者	質問時間 (答弁含み)
12月7日(金)	(自由民主党) 議員	80分以内
	(県政クラブ) 議員	60分以内

### 一般質問

月 日	質 問 者	質問時間 (答弁含み)
12月10日(月)	(自由民主党) 議員	60分以内
	(県政クラブ) 議員	60分以内
	(自由民主党) 議員	60分以内

### 予算特別委員会質疑

月 日	質 疑 者	質疑時間 (答弁含み)
12月12日(水)	(自由民主党) 委員	60分以内
	(県政クラブ) 委員	60分以内
	(自由民主党) 委員	60分以内
12月13日(木)	(自由民主党) 委員	60分以内
	(公明党) 委員	60分以内
	(自由民主党) 委員	60分以内
12月14日(金)	(自由民主党) 委員	60分以内
	(自由民主党) 委員	60分以内

【質問通告及び質疑者連絡日】12月4日(火)



# 全国都道府県議会議長会の自治功労者表彰について

## 1 受章者

(議員在職40年以上)

後藤 源 議員

(議員在職25年以上)

平 弘 造 議員

(議員在職20年以上)

佐藤 藤 彌 議員

星川 純 一 議員

坂本 貴美雄 議員

森田 廣 議員

田澤 伸 一 議員

船山 現 人 議員

伊藤 重 成 議員

(議員在職15年以上)

小野 幸 作 議員

木村 忠 三 議員

(議員在職10年以上)

鈴木 孝 議員

森谷 仙一郎 議員

## 2 伝達式

期 日 平成30年12月4日(火) 本会議開会前

場 所 本会議場

# 県議会ギャラリーへの作品展示について

## 1 展示日程

(1) 期 間 平成30年12月3日(月)～12月21日(金)

(土日を除く。)

(2) 時 間 午前8時30分～午後5時15分

(初日は午前10時から、最終日は午後4時まで)

## 2 展示場所

議会棟1階ロビー

## 3 展示者

県土整備部河川課、砂防・災害対策課

## 4 展示内容

- ・平成30年度土砂災害防止に関する絵画・作文地方審査入賞作品

(絵画39点、作文2点)

- ・平成30年度河川等安全利用に関する絵画入賞作品(絵画13点)

※小中学生が対象

## 本県海岸に漂着した木造船等への対応について

### 1 11 月以降に本県海岸へ漂着した木造船について

漂着月日	漂着場所	備 考
11 月 20 日 (火)	遊佐町菅里地区海岸 (十里塚海水浴場付近)	11 月 22 日撤去済
11 月 21 日 (水)	遊佐町吹浦地区海岸 (月光川河口付近)	
11 月 24 日 (土)	遊佐町比子地区海岸 (日向川河口付近)	

### 2 全国の状況 (11 月 26 日 12 時現在 (海上保安庁調べ))

	平成 30 年 (うち 11 月)		平成 29 年 (うち 11 月)	
漂流・漂着件数	152 件	(90 件)	104 件	(28 件)
遺体確認	12 遺体	(2 遺体)	35 遺体	(16 遺体)

### 3 本県の主な対応

○県警察、酒田海上保安部及び沿岸 2 市 1 町と連携した地域住民への注意喚起

○海岸管理者等による各管理施設のパトロールの強化

○県内関係機関連絡調整会議の開催

日 時：平成 30 年 11 月 28 日 (水) 14:00～

場 所：酒田勤労者福祉センター

参加機関：県、沿岸 2 市 1 町、酒田海上保安部、県警察、消防本部、県漁協、  
県小型船舶安全協会 等

内 容：①地域住民への注意喚起について

②対応マニュアルなど連携体制の確認 等

以上

平成30年11月28日

教 育 庁

## 公立学校教職員の退職手当の支給制限処分等について

### 1 退職手当の支給制限処分

#### (1) 処分理由

村山地区の高等学校の元教諭（当時40歳代、男、死亡退職）が在職中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることから、山形県職員等に対する退職手当支給条例第15条第2項の規定に基づく退職手当の支給制限処分（全部不支給）を行ったもの。

#### (2) 処分年月日

平成30年11月27日

#### (3) 事案の概要

元教諭は、平成29年6月から9月頃にかけて、当時在校していた複数の女子生徒それぞれに対し、学校内の準備室に呼び出すなど元教諭と各人が二人きりになる状況をつくり、抱きつく、キスする行為を複数回行った。

また、平成30年4月から6月頃にかけて、別の複数の女子生徒それぞれに対し、学校内の準備室において、元教諭と各人が二人きりになる状況で、抱きつく行為を複数回行ったほか、キスを強いるような発言を行った。

### 2 本事案に関する管理監督責任に係る懲戒処分

高等学校（村山地区） 校長（50歳代、男） [戒告]

・処分年月日：平成30年11月27日

### 3 当該事案を受けた対応

- 学校に対して、昨日付けで、類似事案の防止について通知したところ。
- 山形県教職員法令遵守委員会の意見を踏まえ、不祥事の再発防止に向けた取り組みを徹底していく。

平成30年11月28日

教 育 庁

## 公立学校教職員の懲戒処分について

### 1 山形県迷惑行為防止条例第3条第1項第3号違反（卑わいな言動）

#### (1) 被処分者

尾花沢市立小学校 教諭（50歳代、男）

#### (2) 処分内容

停職1年

#### (3) 処分年月日

平成30年11月27日

#### (4) 事案の概要

平成30年6月16日（土）午前11時頃、尾花沢市所在のコンビニエンスストアにおいて、同店従業員に対し、同人の臀部を撮影する目的で、その背後から、手に持ったデジタルカメラを同人の臀部に向けて同人の臀部を撮影した。

平成30年10月25日（木）付けで山形区検察庁から山形県迷惑行為防止条例違反により略式起訴され、平成30年11月2日（金）付けで山形簡易裁判所から罰金20万円の略式命令を受けた。

#### (5) その他

当該職員は、退職を申し出ており、11月27日付けで退職を承認した。

### 2 当該事案を受けた対応

- 学校に対して、昨日付けで、類似事案の防止について通知したところ。
- 山形県教職員法令遵守委員会の意見を踏まえ、不祥事の再発防止に向けた取り組みを徹底していく。